

委託契約書における知的財産に関する手続の事務取扱

平成 28 年 9 月 1 日
農 林 水 産 省
農林水産技術会議事務局
(令和 7 年 3 月改正)

I. 趣旨

国の予算により実施される研究開発の成果については、その原資が税金であることも踏まえ、知的財産として適切に管理し、その成果を何らかの形で社会に還元していくことが求められています。

そのため、委託者（国）として研究成果の適切な把握や管理を行うため、委託契約書において研究成果に関する知的財産の報告や申請等の規定を設けているところです。

本事務取扱については、委託契約書における知的財産に関する規定の手続きの補足、委託契約書に様式が定められていない報告や申請等を行う際の参考様式、留意事項等をまとめたものです。

委託契約書に伴う知的財産に関する手続きを行う上で、さらに不明な点があれば農林水産技術会議事務局（以下「技術会議事務局」という。）の各事業担当窓口にご相談していただくようお願いします。

II. 適用の範囲

技術会議事務局が実施する研究開発に関する委託契約書（※）における知的財産に関する規定

※各事業の委託契約書の知的財産に関する規定は、内容が統一されていますが、事業により知的財産に関する規定の条番号や様式番号に違い等が生じている場合がありますので、その場合は、適宜読み替えて利用してください。

III. 知的財産に関する国の事務の窓口と留意点

- 知的財産に関する申請や報告に当たっては、事業窓口である技術会議事務局の各事業担当と事前調整を行ってから提出するようにしてください。
- 委託契約書に定める様式に基づく報告や申請の文書、その他の報告書等は、各事業担当に提出してください。

IV. 各手続の事務取扱

1. 研究成果に係る知的財産権の帰属等（第25条関係）

委託事業により得られた研究成果は、本来、委託者である国が所有すべきものであるため、研究成果に係る知的財産権が発生した場合、受託者から譲り受けることとなりますが、農林水産省の研究開発に係る委託事業では、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）を適用し、受託者が当該知的財産権を自ら所有することを希望すれば、国は受託者から譲り受けないこととしています。

ただし、その場合、受託者は次のことに従っていただく必要があります。

（1）確認書の提出（第25条第1項関係）

委託契約締結日に、帰属の条件（第25条第1項（1）から（5））の遵守を約束する確認書（委託契約書別紙様式第8号）を提出してください。委託事業の契約締結前に、知的財産権が発生するかどうか等、研究成果の取扱いについてしっかりと検討した上で、確認書の提出の必要性を判断してください。

なお、コンソーシアムによる共同研究の場合、コンソーシアムの構成員（以下「構成員」という。）ごとに確認書の提出が必要となりますので、各構成員は代表機関に対して国宛ての確認書を提出し、代表機関はそれらを取りまとめて提出してください。

また、継続の委託事業であっても、契約締結ごとに毎年度提出していただく必要があります。

（2）研究成果に係る発明等の報告（第25条第1項（1）関係）

（1）の確認書を提出した構成員が委託事業の研究成果に係る発明等を行った場合、遅滞なく、発明等報告書（委託契約書別紙様式第9号関係）を国に提出していただくことになります。ここで、「遅滞なく」とは、事情の許す限り速やかにという意であり、カッコ書きとして、「出願又は申請を要するものにあってはその出願又は申請の前までに」とあるのも、それらについては、遅くともそれらの手続以前に、という意であることに留意してください。

具体的な手続きは次のとおりとなります。

構成員間での共同研究による発明等の場合、当該発明等を行った全ての機関（当該発明等に係る知的財産権を帰属させる機関（代表機関も含む））は、国宛ての発明等報告書（委託契約書別紙様式第9-2号）を代表機関に提出し、代表機関はそれらを取りまとめて発明等報告書（委託契約書別紙様式第9-1号）に添付して国に提出してください。

単独の研究機関で受託している場合又は、当該発明等を行ったのが代表機関のみである場合は、委託契約書別紙様式第9-1号を省略し、委託契約書別紙様式第9-2号のみを国に提出してください。

発明等報告の提出の際、様式内の記載項目については、必要に応じて適宜修正して構いません。

（3）研究成果に係る知的財産権が国に承継される場合（第25条第2項及び第3項関係）

（1）の確認書が未提出の場合又は第25条1項（1）から（5）までの遵守事項が正当な理由なく履行されていない場合、研究成果に係る知的財産権は国に無償で譲渡されることになります。その際、当該知的財産権の出願、登録、実施、管理等の取扱いについて、個別に国の指示に従っていただくこととなります。

2. 研究開発データの取扱いについて（第26条～第28条関係）

データマネジメントプランの作成

委託事業の代表機関は、国が当該委託事業における研究開発データの取扱いに関して定めたデータマネジメントに係る基本方針に基づき、研究開発データの保存・管理・公開についてデータマネジメント

プランを委託事業応募要領に規定される別紙様式に沿って作成し、委託契約書の締結までに技術会議事務局へ提出してください。

その際、データマネジメントプランの作成の前提として、構成員間でデータの取扱いについて合意してください。

委託事業の構成員間でのデータの取扱いについての合意書及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にしてください。

委託契約書の締結後は、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの保存・管理・公開を行ってください。

3. 研究成果の公表（研究成果の利用行為（第29条第1項関係））

研究成果の公表には、委託事業に参加した構成員が自ら論文、学会、シンポジウム、プレスリリース等で発表する場合と、構成員が取材等を受けメディアによって研究成果が取り上げられる場合があります。

受託者はそれぞれにおいて研究成果を公表する場合、当該成果に係る知的財産権の帰属を受けているかどうかに関わらず、次のとおり国に報告してください。

また、研究成果の公表に際し、委託事業による研究成果である旨を必ず明示してください。なお、公表に当たっては、研究成果が公表されることによって、以後の知的財産権の取得が難しくなるようなことが起きないように留意してください。

（1）論文、学会、シンポジウム等による研究成果の公表

論文、学会、シンポジウム、プレスリリース等により自ら研究成果を公表する場合には、著作物の種類（雑誌、図書等、媒体に係る情報）、公表（予定）日、論文、学会、シンポジウム、会議等の名称、著作者の氏名、論文の概要等を国へ報告してください。委託事業の研究成果を公表するために受託者が作成する著作物（論文、学会資料（発言要旨、投影資料、ポスター含む）、パンフレット、プレスリリース資料等）については、その写し又は実物の送付をお願いすることがあります。内容によっては、国の承諾を得ていただく場合があります。

なお、委託プロジェクト研究及び農食研究推進事業については、次により対応してください。

① 委託プロジェクト研究の成果に係る公表の報告の方法と留意点

委託プロジェクト研究については、「委託プロジェクト研究の実施について」（平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知）第10（※）に基づき、全ての研究成果の公表について、技術会議事務局に連絡するようお願いしています。委託プロジェクト研究で得られた研究成果を公表する場合には、参考様式1「プロジェクト研究における研究成果の発表予定について」を参考に報告様式を作成し、半年以内に発表（論文の場合は投稿）が予定される成果の概要を技術会議事務局のPOに報告してください。事前報告の目安としては、成果の公表の1か月前程度とします。

報告した内容に未確定な部分があった場合は、それが確定し次第、速やかにその内容を報告してください。

--- ※「委託プロジェクト研究の実施について」第10抜粋 ---

第10 委託プロジェクト研究の成果の公表

- 1 研究受託者は、研究期間中又は研究終了後に委託プロジェクト研究の成果を新たに公表する場合、事前にその概要をPOに報告するものとする。

2・3 （略）

(2) 新聞、テレビ等メディアによる成果の公表

委託事業の研究成果が取材等を受けて新聞、テレビ等のメディアで取り上げられる場合は、いずれの委託事業においても、事前に、報道内容の概要、メディア名、報道（予定）日等を書面にて（、やむを得ない場合には口頭にて）国に報告してください。市販されていないリーフレット、パンフレット等で紹介された場合には、その写し又は実物の送付をお願いすることがあります。

公表の可否について国の承諾を得ていただく場合がありますので、必ず事前にご連絡をお願いします。公表の可否を検討するための協議が必要と認められる場合には、公表を一時見合わせるよう、速やかに受託者にご連絡いたします。

メディア等において公表される場合には、公表決定から公表までの時間が非常に短いことが想定されますので、受託者は、時間的余裕をもってお知らせください。

(3) 一度公表した研究成果の取扱い

別の媒体等で公表する場合は「新しく公表する場合」とみなしますので、上記と同様の手法により報告をお願いします。

国内で公表した研究成果を外国で公表する場合も可能な限り事前に（、又は事後速やかに）報告してください。

4. 知的財産権の報告等（第30条第1項、第3項及び第5項、第33条関係）

(1) 研究成果に係る知的財産権に関し、次の行為を行う場合、契約期間中であるか否かにかかわらず、報告してください（⑤については国から求めがあれば提出すること）。報告の様式については、参考様式2を参考にしてください。また、それぞれの報告の際には、報告することとなった事由が生じた理由を、必ず明記してください。

- ① 出願等を行った場合及びその出願等に関して設定の登録等を受けた場合（出願等及び設定の登録等の日から60日以内に報告すること。また、産業財産権等審査官庁から送付される関連書類の写しを添付すること。）
- ② 審査請求を行わなかった場合や出願を取り下げた場合など、受託者の判断において権利の取得を断念した場合（断念した日から60日以内に報告すること。また、関係書類の写しを添付すること。）
- ③ 出願等はしたものの、審査の結果、拒絶された等、出願した知的財産権が登録されなかった場合、また、権利が発生した後に取り消された場合（産業財産権等審査官庁から送付されるその旨の通知文書を受け取った日から60日以内に報告すること。また、当該通知文書の写しを添付すること。）
- ④ 知的財産権について自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾（国内の者に対する通常実施許諾）する場合（書面により遅滞なく報告すること。）
- ⑤ 本委託事業の研究成果に係る著作物が下記に該当し、かつ国から電磁的記録媒体の求めがあった場合（遅滞なく提出すること）。
 - ・ 著作権法第2条に規定するプログラム及びデータベース（これらの手引書又はそれに類するものを含む。）
 - ・ 乙の構成員が著作権の行使又は第三者への著作権の利用を行うもの
- ⑥ 知的財産権を放棄（第33条）する場合（放棄を行う前に報告すること。）

(2) 国外での出願（第30条1項関係）

産業財産権等の出願等を国外で行う場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、当該出願等を行う前に、国外での産業財産権等出願等報告書（委託契約書別紙様式第10号）及び委託契約書

(別紙) 共通様式を提出してください。

(3) 特許関係法令の意義(第30条第2項関係)

第30条第2項にいう「特許関係法令」とは、特許出願にあっては特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)第23条第6項、実用新案登録出願にあっては実用新案法施行規則(昭和35年通商産業省令第11号)第1条の2第3項、意匠登録出願にあっては意匠法施行規則(昭和35年通商産業省令第12号)第2条第6項のことをいいます。

5. 知的財産権についての実施等(国外での実施、権利の移転、専用実施権等の設定等)

(1) 知的財産権についての国外での実施(第25条第1項(5)関係)

乙の構成員が自ら又は乙の構成員から実施許諾を受けようとする者(乙の構成員と権利を共有する共有者又は共有者から実施許諾を受けようとする者も含みます。ただし、その場合は、実施又は実施許諾に共有者である乙の構成員の同意が必要な場合に限ります。)が、国外で知的財産権について実施をする場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、国に知的財産権実施事前申請書(委託契約書別紙様式第11号)を提出してください。

国は、事前申請書を受領した場合、事前協議にあたっての留意事項(別添)に基づき総合的に判断し、問題がないと認められる場合には承諾する旨(カッコ書きの場合は同意についての承諾となります。)を通知します。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式11号及び委託契約書(別紙)共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください(添付資料が日本語以外の言語で作成されている場合、原則として、翻訳文を提出してください。)

事前申請書や委託契約書(別紙)共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。

知的財産権を国外で実施する場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、国に知的財産権実施事前申請書(委託契約書別紙様式第11号)を提出してください。

国は、事前申請書を受領した場合、国外での実施の承諾にあたり参考とするポイント(※1)に基づき判断し承諾又は不承諾とする旨を通知します。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式11号及び委託契約書(別紙)共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください。

事前申請書や委託契約書(別紙)共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。

なお、どのような場合が本条項における「実施」にあたるのかについては、権利の種類や内容によっても異なります。また、侵害とならない実施(例えば、試験研究目的の実施や「業として」でない実施等)であっても、実施であることに変わりありません。さらに、事前協議が不要となる例外的扱い(後記本項(5)②)についても、所定条件を満たしているか否かについて国が事前に確認する必要があります。このため、外国において、研究成果である知的財産権を何らかの形で利用をするような場合は、事前協議の対象となる実施か否かについて、まずは国に問い合わせをしてください。

(2) 知的財産権の移転(第31条関係)

① 知的財産権を国以外の第三者に移転する場合には、第25条、第29条から第34条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と契約等により担保し、各条に規定されている報告や申請等が国に行われるよう措置してください。

② 知的財産権を国以外の第三者に移転する場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、国

に知的財産権移転事前申請書（委託契約書別紙様式第12号）を提出してください。

国は、事前申請書を受領した場合、事前協議にあたっての留意事項（別添）に基づき総合的に判断し、問題がないと認められる場合には承認する旨の通知をいたします。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式12号及び委託契約書（別紙）共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください（添付資料が日本語以外の言語で作成されている場合、原則として、翻訳文を提出してください。）。

事前申請書や委託契約書（別紙）共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。

- ③ 知的財産権の移転先が、構成員の子会社又は親会社の場合は、原則として事前協議は不要となりますが（第25条第1項第4号イ）、それらの会社が日本国外に存する場合は、当該構成員は、事前に国に報告が必要となりますので留意してください（第31条第3項）。報告の様式は任意のもので構いませんが、報告後、国との間で、国内企業からのアクセスの可能性や技術流出防止の手立て等について調整をすることとなります（経済産業省令和5年11月改訂版「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」p17③の項参照）。
- ④ 構成員は②の申請が国から承認された後、知的財産権の移転を行った時は、遅滞なく報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。

（3）知的財産権の許諾（第32条関係）

- ① 知的財産権を国以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、第25条、第29条、第32条、第34条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に契約等により担保し、各条に規定されている報告や申請等が国に行われるよう措置してください。
- ② 知的財産権を国以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、契約期間中であるか否かにかかわらず、専用実施権等の設定等事前申請書（委託契約書別紙様式第13号）を提出してください。
- ③ また、構成員が通常実施許諾しようとする許諾先（乙の構成員と権利を共有する共有者から実施許諾を受けようとする者も含みます。ただし、その場合は、実施許諾に共有者である乙の構成員の同意を要する場合に限ります。）が外国籍を有する者である場合にも契約期間中であるか否かにかかわらず、専用実施権等の設定等事前申請書（委託契約書別紙様式第13号）を提出してください。
- ④ 国は、②、③に係る事前申請書を受領した場合、事前協議にあたっての留意事項（別添）に基づき総合的に判断し、問題がないと認められる場合は承認等する旨（③のカッコ書きの場合は同意に対する承諾となります。）の通知をいたします。このため、事前申請書の作成にあたっては、委託契約書別紙様式13号及び委託契約書（別紙）共通様式にある留意事項や記載例を踏まえるとともに、必要に応じて当該申請の参考となる資料を添付資料として提出してください（添付資料が日本語以外の言語で作成されている場合、原則として、翻訳文を提出してください。）。

事前申請書や委託契約書（別紙）共通様式の記載、又はこれら補足資料が不十分だと認められる場合には、修正等を求めることがあります。

なお、専用実施権等の設定等の相手先が、構成員の子会社又は親会社の場合であって、それらの会社が日本国外に存する場合は、権利の移転の場合と同様の扱いとなりますので、本項（2）③を参照してください。

- ⑤ 構成員は、②及び③の申請が国から承認され、専用実施権等の設定等や外国籍を有する者に対する通常実施許諾を行った時は、遅滞なく報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。

(4) 事前協議を経て移転や許諾等の承認後、協議の内容に変更が生じた場合

移転や許諾等の承認後、協議の内容に変更が生じた場合は、必ず再度協議を行ってください。

ただし、以下を例とした軽微な変更の場合には、再度の協議を不要としますので、公的にそれを証明する書類の写しを添えて、その旨を国に事前報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。軽微な変更かどうか判断がつかない場合は、国に相談してください。

- ① 専用実施権等の設定等の期間を短縮する場合であって、その他は以前の内容と全く同一の場合。
- ② 会社の合併又は分割及び市町村の合併等により、当該国内のみで移転等先の名称・住所が変更になった場合。

(5) 事前協議を不要とする場合（第25条第1項（4）、第31条、第32条関係）

- ① （2）及び（3）の手続きに関し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等であっても、次のアからオまでに該当する場合には、国の承認を得る必要はありません。これらの場合には、移転又は専用実施権等の設定等を行った旨を証明する書類の写しを添えて、遅滞なく国に報告してください（報告の様式は参考様式2を参考にしてください。）。
 - ア 法人の合併又は分割により知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合 ※ただし、当該子会社又は親会社が外国に存する場合は、本項（2）③を参照のこと
 - ウ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - エ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - オ 本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転しなければならない場合

- ② 育成者権を取得した品種について、自身若しくは国内の利用許諾先において国外のほ場で種苗増殖を行い、増殖した種苗の全量を日本国内に輸入する場合は、（1）に係る国外における知的財産権の実施の事前協議は不要です。ただし、品種の自己利用若しくは国内企業への利用許諾に当たっては、国内外の実施にかかわらず、権利者として種苗の不正流出が起こらないよう、利用許諾契約等において適切な措置を図ってください。

6. ノウハウの指定（第24条第1項（3）、第34条関係）

（1） 指定の対象と手続

委託事業の研究成果に係る技術情報のうち秘匿化が可能であって財産的価値のあるものについて、秘匿化しようとする場合は、代表機関及び当該技術情報を案出した構成員が、国に対して、届出書（別紙様式第14号）を提出していただくことにより、ノウハウの指定をしていただくことになります。指定対象の技術情報には、特許法上の発明や実用新案法上の考案等の技術的創作の情報も含まれます。

届出書の提出の時点で、第25条第1項第1号に規定する発明等報告がまだ提出されていないのであれば、その報告の代わりにすることもできます。その場合、乙及び乙の構成員は、届出書にその旨記載してください。

（2） 技術情報の内容

届出書において、技術情報の内容をどの程度記載するかについては、秘密管理は各自で行っていただくことを前提としていますので、権利化等方針で秘匿化の対象となっていることが確認できる程度の概要の記載で構いません。指定対象の技術情報については、コンソーシアム側で任意の管理番号を付したうえ

で、届出書の記載にその番号を付していただくことを推奨します。

(3) 秘匿期間

ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間も明示し、その期間は（原則）、委託事業完了の翌日から起算して5年間の基本とします。ただし、指定後において必要があるときは、乙及び乙の構成員の申出により、その期間を延長し、又は短縮することができます。この場合の届出書の書式は、別紙様式第14号に準拠するものとします。

(4) 指定後の留意事項

指定がされた技術情報、すなわちノウハウについて、当該指定をした構成員は、ノウハウを使用する権利に基づき自ら使用をすることができます。さらに、第三者に対して当該ノウハウの使用を許諾することもできます。いずれの場合にも、「営業秘密」として不正競争防止法上の保護を受けるためには、各自で秘密の管理を徹底する必要がありますので、その点留意するようにしてください。

7. 構成員の企業の合併・買収の場合の報告（第36条の2関係）

構成員（企業）が合併若しくは分割し、又は第三者の子会社になった場合、代表機関又は当該構成員は、その旨を速やかに報告していただきます（第36条の2第1項）。報告の様式は任意のもので構いません。

8. 知的財産に関する方針の遵守等（第36条の3関係）

委託契約書第36条の3の「農林水産研究における知的財産に関する方針」とは、平成28年2月農林水産技術会議決定（令和4年12月改訂版）のものをいいます。なお、その後改訂があった場合はその改訂版も含みます。

受託者は、同方針に沿った知的財産マネジメントを実践していただきますが、同方針に沿った知的財産マネジメントの具体的実施要領としては、「委託事業実施要領における知的財産に関する事務取扱」（平成28年9月農林水産技術会議決定）においても記載されていますので、同記載の事項も遵守のうえ、前記方針に沿った知的財産マネジメントを実践してください。なお、同事務取扱についても改訂された場合はその改訂版も含みます。

9. 秘密の保持（第36条第1項（5）関係、農食研究推進事業においては第38条第1項（5））

委託契約書第46条の「業務上の秘密」とは、「農林水産省の業務上の機密情報」のことであり、それを含まない「研究成果に係る受託者の秘密情報」とは異なりますので、その点、留意してください。なお、「研究成果に係る受託者の秘密情報」については、下記10（5）を参照してください。

10. その他研究成果の取扱い等

（1）知的財産権の対象となる発明等のために得られた一連の研究成果の取扱い

受託者は、委託事業により得られた知的財産権の帰属を受ける場合、知的財産権の対象となる発明等のために行った一連の研究開発の成果（データ、研究ノート、選抜中の系統や育成された品種そのもの等）についても、知的財産権と併せて適切に管理・活用してください。

（2）（1）以外の研究成果の取扱い

委託事業により得られた研究成果のうち（1）以外の研究成果についても、実績報告書（農食研究推進事業の場合は、研究実績報告書）に記載し報告していただくことになります。（1）と同様に適切に管理・活用してください。

なお、研究成果として試作品を作成した場合は、委託費により取得した財産として、適切に取り扱

ってください。

(3) 権利化又は公知化した研究成果の取扱い

得られた研究成果について知的財産権を取得した場合又は論文、学会、シンポジウム等により公表（公知化）した場合は、当該研究成果を広く活用していただくため、可能な限り第三者が閲覧可能な状態を確保してください。

(4) 委託事業によって生じた研究成果の範囲

委託事業によって生じた研究成果とは、委託期間内に行った活動によって得られた研究成果を指します。したがって、委託期間終了後に、その研究成果をベースに更なる研究開発を行うことによって得られた研究成果は、委託事業によって生じた研究成果に含まれません。

(5) 研究成果に係る情報の開示について

得られた研究成果に係る情報（ただし、委託契約書において報告を求められている情報を除く。）をコンソーシアム以外の第三者に開示する場合は、国への事前協議及び報告は不要です。

ただし、「研究成果に係る受託者の秘密情報」の開示にあたっては、コンソーシアム内で合意を行っていただくほか、必要に応じて開示する第三者と秘密保持契約を締結する等、知財の保護・活用に支障が出ないように、適切に実施してください。

1 1. 補足（特約に関する事項（第58条第2項関係））

国が必要と認める場合は、あらかじめ受託者の同意を得たうえで、第58条第1項以外の特約条項を適用することができます（同条第2項）。特約条項を要することとなるケースの一例としては、例えば、①コンソーシアムに国外企業等が参加するような場合に、研究成果としての知的財産権の帰属をどうするかについて、あらかじめ取り決めておくようなケース、②委託事業の目的から当該事業の成果を国又は国が指定する者が利用することが当然に想定されるような場合に、成果としての知的財産権についての利用の仕方（国に無償の実施許諾を認める旨等）をあらかじめ取り決めておくようなケースなどがあり得ます。受託者は、特約について同意をしたときは、その特約も遵守することになります。

なお、①のケースについては、原則として、経済産業省が公表している前掲令和5年11月改訂版「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（p10(2)の項参照）に準拠することになります。

【参考】知的財産権等に関する手続及び提出書類

内容	提出書類 ※別紙様式とあるのは、委託契約書の別紙様式をいう。	手続区分	手続きの期限
A：IV.1(1) 研究成果に係る知的財産権の帰属を希望する場合	・ 確認書 【別紙様式第8号】	届出	契約締結日

B : IV.1(2) 研究成果に係る発 明等が得られた場 合	・ 発明等報告書 【別紙様式第 9-1,2 号】	報告	遅滞なく（出願等 を要するものはそ の前）
C : IV.3(1)～(3) 研究成果を公表す る場合	・ 論文、学会、シンポジウム、メデ ィア等により公表する予定の書面で あって、概要が分かるもの （著作物の種類、公表予定日、公表 する論文、学会等の名称、著作者の 氏名、論文の概要、報道内容の概 要、メディア名、報道予定日等が記 載されるもの） ※委託プロジェクト研究の成果に係 る公表においては下記様式 ・【参考様式 1】	報告 （内容により協 議） 報告	事前に 事前に （1 か月前程度）
D : IV.4(1)① 出願等を行った場 合及び 当該出願に関して 設定の登録等を受 けた場合	・ 知的財産権状況報告書 【参考様式 2】 ・ 審査官庁から送付された文書	報告	事後速やかに（60 日以内）
E : IV.4(1)② 出願等をしたが権 利の取得を自ら断 念した場合	・ 知的財産権状況報告書 【参考様式 2】 ※関連書類写し	報告	事後速やかに（60 日以内）
F : IV.4(1)③ 出願等をしたが拒 絶又は権利が取り 消された場合	・ 知的財産権状況報告書 【参考様式 2】 ※審査官庁から送付された文書	報告	事後速やかに（60 日以内）
G : IV.4(1)④ 知的財産権につい て自ら実施した場 合及び第三者にそ	・ 知的財産権状況報告書 【参考様式 2】 ※許諾先の概要がわかるもの	報告	事後速やかに（60 日以内）

の実施を許諾した場合			
H : IV. 4 (1)⑤ プログラムやデータベース等にかかる著作権について自ら実施した場合及び第三者にその実施を許諾した場合であって、国からの求めがあった場合	・電磁的記録媒体	提出	求めがあった後速やかに (60 日以内)
I : IV. 4 (1)⑥ 知的財産権を放棄する場合	・知的財産権状況報告書 【参考様式 2】 ・当該知財権を取得した際の文書(特許証の写し等)	報告	事前に
J : IV. 4 (2) 国外で出願する場合	・国外での産業財産権等出願等報告書 【別紙様式第 10 号】 ・【(別紙) 共通様式】	報告	事前に
K : IV. 5 (1)② 国外で実施する場合	・国外での知的財産権実施事前申請書 【別紙様式第 11 号】 ・【(別紙) 共通様式】	申請 協議	事前に
L : IV. 5 (2)② 第三者に移転する場合	・知的財産権移転事前申請書 【別紙様式第 12 号】 ・【(別紙) 共通様式】	申請 協議	事前に
M : IV. 5 (2)③ 第三者に移転した場合 (の承認後)	・知的財産権状況報告書 【参考様式 2】 ・その旨がわかるもの	報告	事後速やかに (60 日以内)
N : IV. 5 (3)② 第三者への専用実施権等の設定等 (独占的通常実施	・知的財産権の専用実施権等の設定等事前申請書【別紙様式第 13 号】 ・【(別紙) 共通様式】	申請 協議	事前に

権を含む) をする場合			
O : IV.5 (3)③ 国外の者等に通常実施許諾をする場合(共有者の実施許諾に同意をしようとする場合を含む)	・ 知的財産権の専用実施権等の設定等事前申請書【別紙様式第 13 号】 ・ 【(別紙) 共通様式】	申請 協議	事前に
P : IV.5 (3)⑤ 専用実施権等の設定等又は国外の者等に通常実施許諾を行った場合(N、O の承認後)	・ 知的財産権状況報告書【参考様式 2】 ・ その旨がわかるもの	報告	事後速やかに(60 日以内)
Q : IV.5 (4) 協議の内容に変更が生じた場合(K、L、N、O の承認後)	・ 承認を受けた申請書と同じ様式の申請書 ※ 軽微な変更の場合 ・ 知的財産権状況報告書【参考様式 2】	申請 再協議 報告	事前に 事前に
R : IV.5 (5) 事前協議不要な移転、専用実施権等の設定等を行った場合	・ 知的財産権状況報告書【参考様式 2】 ・ その旨がわかるもの	報告	事後速やかに(60 日以内)
S : IV.6 ノウハウを指定する場合	・ 研究成果のノウハウ指定に係る届出書【別紙様式 14】	届出	秘匿化決定後
T : IV.7 構成員が合併・買収等された場合	・ 組織再編の旨の報告書【任意の様式】	報告	事後速やかに

※ 1 : 参考様式 1 及び 2 については、技術会議事務局の事業担当者へ事務連絡等により報告してください。
 ※ 2 : 上記各手続き(ただし、A を除く。)は、契約期間が終了した後であっても、該当する場合は行ってください。

(参考様式1) ●●プロジェクト研究における研究成果の発表予定について

(報告日: 令和●年●月●日)

	所属機関名	担当者氏名	発表を予定している成果の概要	発表の方法	発表の時期※2	備 考
1	●●研究所	●● ●● (課題番号を記入)	タイトル、成果の概要等を記入	論文投稿 口頭発表 (会合名) その他 (具体的に)	●ヶ月後 (学会等期日が 決まっている場 合は具体的に記 載)	(例) 論文の掲載時に プレスリリースを 予定

注: 1. 既に発表することが確定している成果だけでなく、今後半年以内に発表を予定している成果も記載すること。
2. 論文投稿については掲載予定時期ではなく、投稿予定時期とする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業名：「……の開発」（〇〇コンソーシアム）「令和〇年度～令和〇年度」
研究課題の名称：〇〇による防除技術の開発
開発機関名：▲▲大学、△△県

○出願した場合は、60日以内（外国の場合は90日以内）に、1～9の項目を記入の上、提出してください。
○登録がされた場合は、上記と同じ期間内に、10～13の項目を追記の上、提出してください。
○上記以外の項目については、その都度、追記の上、提出してください。
なお、当該報告書については、その都度、追記及び変更等が分かるようマーカー等を付し提出すること。

1. 出願国	2. 出願に係る産業財 検討の種類	3. 発明等 の名称	4. 出願日	5. 出願番号	6. 出願人	7. 優先 権主張	8. 出願前の 移転	9. 権利者	10. 登録日	11. 登録番号	12. 登録国	13. 専用実施権等 の設定等先及び その設定等期間 （※1及び※2）	14. 移転先及び その年月日 （※1）	15. 放棄の年月日 （出願の拒絶、断念、 権利の取消を含む。） （※1）	16. 許諾先 及びその許 諾期間 （※1）	17. 理由、 その他 （※3）
日本	特許権	〇〇害虫 の防除方 法	令和〇〇年 〇〇月〇〇 日	特願〇〇-〇 〇	〇〇県 ▲▲大学	特願□□ -□□	▲▲大学→ ◇◇株式会 社：令和〇 〇年〇〇月 〇〇日	〇〇県： 50% ▲▲大学： 50%	令和〇〇年 〇〇月〇〇 日	第◇◇号	日本、〇〇 国、▲▲国	〇〇株式会社：令和 〇〇年〇〇月〇〇 日～令和〇〇年〇 〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇 月〇〇日	令和〇〇年〇〇月 〇〇日	〇〇株式会 社：令和〇 〇年〇〇月 〇〇日～令 和〇〇年〇 〇月〇〇日	〇〇株式 会社は、商 品化し販売 するための 設備等を有 しているこ とから、専 用実施権を 設定するこ とが適当。

※1：委託契約書第30条第1項、第3項及び第4項、第31条第4項、第32条第4項及び第33条のうち該当する事項の欄に記載すること。
※2：独占的通常実施権の許諾及び通常実施許諾しようとする相手方が外国籍を有する者である場合も含む。
※3：報告をすることとなった事由が生じた理由等を記載すること。

事前協議にあたっての留意事項

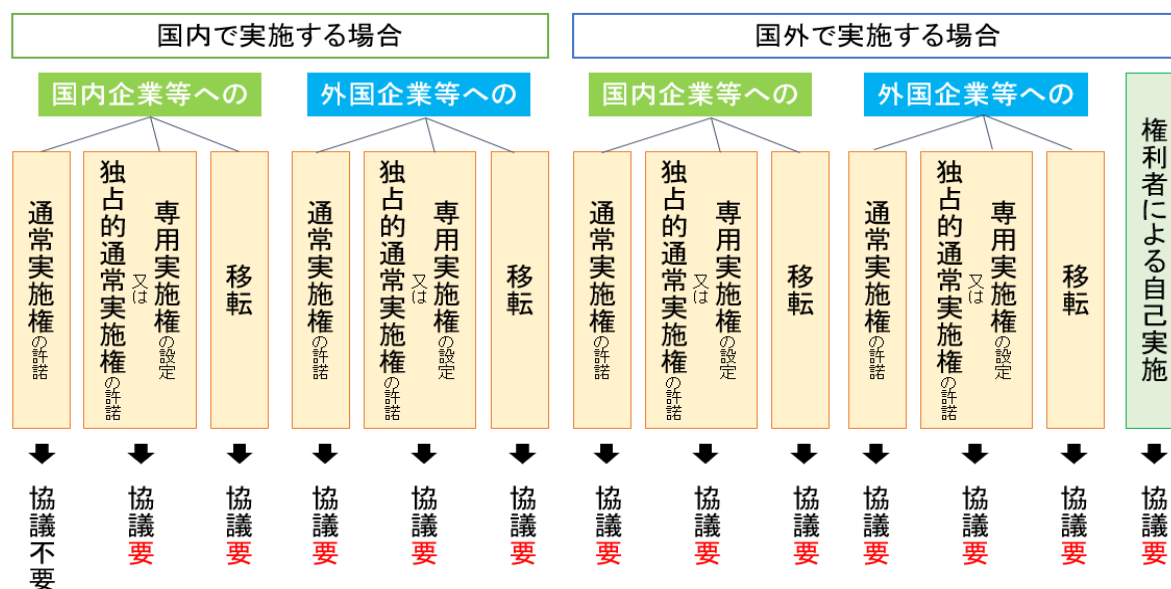
1 事前協議を要する知的財産権等の実施等について

(1) 委託研究事業の受託者は、研究成果に係る知的財産権について、次の①～④を行う場合には、国への事前協議が必要となる。

- ① 知的財産権の移転 [委託契約書第 25 条第 1 項(4)、第 31 条第 2 項]
- ② 専用実施権等の設定等（独占的通常実施権を含む）[委託契約書第 25 条第 1 項(4)、第 32 条第 2 項]
- ③ 国外での実施又は実施許諾 [委託契約書第 30 条第 5 項]
- ④ 国外の者等に対する通常実施許諾 [委託契約書第 32 条第 2 項]

※③及び④において、共有者として同意を要する場合も協議の対象。

(参考：事前協議の要否について。「通常実施権の許諾」とあるのは、非独占的な通常実施権の許諾を指す。)



なお、下記に該当する場合は事前協議は不要。[委託契約書第 25 条第 1 項(4)、同条項イ～ハ]

※事後報告は必要です。

- ① 合併又は分割により移転する場合
- ② 許諾先又は移転先が会社法上の所定の子会社又は親会社の場合
- ③ 許諾先又は移転先が承認 TLO 又は認定 TLO の場合
- ④ 受託者が技術研究組合であって、許諾先又は移転先がその組合員である場合

(2) 国は、それぞれの事前協議において、

- ① 研究開発の成果が事業活動にて効率的・効果的に活用されるか
- ② 我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないか

の観点から、後述の「参考とするポイント」に基づき、承認可否を総合的に判断するものとする。

なお、以下に掲げる考慮すべきポイントのいずれかに該当すること、あるいはいずれかに該当しないことをもって、直ちに承認可否が決まるものではない。

(3) 受託者においては、事前申請にあたって、上記の(1)(2)を踏まえ、知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために、合理的かつ適切な実施であるかを検討することが必要である。

また、研究成果に係る知的財産権の実施許諾や移転にあたっては、下記の事項を確認すること。

- ① 国との委託契約で課されている報告義務等に支障がないよう、許諾契約等で約されているか。
(委託契約書第31条第1項又は第32条第1項の履行義務)
- ② 実施許諾契約においては、再実施許諾の禁止・事前承認制の規定、秘密保持条項の規定、会社の経営権が他者に移った場合に契約の解除・見直しを行う規定等、権利者の意図した範囲を超えて技術を利用されることのないよう配慮がされた規定があるか。

2 事前協議の承認にあたって参考とするポイント

(1) 共通して検討の参考とするポイント

研究開発の成果が事業活動にて効率的・効果的に活用されるかとの観点にて、下記ポイントを参考とする。

参考ポイント	確認事項例
① 当該知的財産権を活用するための事業計画等を有し、商品化・事業化が見込まれること	・成果を活用した事業計画を有しているか ・事業計画が研究目的の達成に適うものであるか
② 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること	【確認資料例】 ・事前申請書および理由書 ・事業計画書等 (実施権の付与の場合、付与する期間に対応するもの)
③ 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと	・該当の有無 →行おうとする事業が法律や公序良俗に反する場合、承認できない 【確認資料例】 ・事前申請書および理由書 ・当該知財権の出願・登録証 ・事業計画書等
④ 許諾先あるいは移転先が、当該委託研究開発に関する共同研究先（コンソーシアムの構成員）であるか（※1）	・該当の有無 →該当の場合は、支障ないものと判断できる 【確認資料例】 ・事前申請書および理由書

※1：「移転先が共同研究先である場合は、基本的には、成果の効率的な活用の観点から問題はないと考えられる」（「経済産業省の研究開発委託契約における産業技術強化法第19条（日本版バイ・ドール制度）の事前承認制に関するQ&A」p1参照）。このため、コンソーシアム構成員間で権利を共有する場合の持ち分移転（持ち分放棄による持ち分移転の場合も含む。）にあっては、共有者の持ち分が変動することによって社会実装上の問題が生じることが明らかでないのであれば、事前協議の対象にしないことができるものとする。

(2) 成果が活用される場所及び許諾先（移転先）の組織の所在により参考とするポイント

我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかとの観点にて、下記ポイントを参考とする（※2）。なお、国外で実施する場合または、許諾先（移転先）が外国籍を有する者の場合、あるいはその両方に該当する場合に参考とする。

参考ポイント	確認事項例
① 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対してアクセスすることが困難となる恐れがないこと ※3 許諾先(移転先)が国内企業である場合は、本ポイントについては、支障ないものと判断し、参照不要とする。	- 国内企業等が成果を使用する(実施許諾を受ける)ことが困難とならないか - 契約に COC 条項(会社の経営権が他者に移った場合に契約の解除・見直しを規定)が含まれているか - 実施許諾の地域・内容・期間の範囲が適切に設定されているか 【確認資料例】 - 事前申請書および理由書 - 契約書案(可能な範囲)
② 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと	- 当該研究成果の性質上、国外に出すべきではない技術にあたらないか - 許諾先（移転先）が国内企業の場合、その資本比率はどのようになっているか(※3) - 実施許諾契約に、許諾先（ライセンサー）に対して再実施許諾の禁止や秘密保持（とりわけ技術供与がされる場合の技術に対する秘密保持）条項等が含まれているか - 移転先に、事前協議等の契約上の受託者義務を課す条項があるか 【確認資料例】 - 事前申請書および理由書 - 研究成果の概要等 - 契約書案(可能な範囲)
③ 国内農林水産業・食品産業等に悪影響を及ぼさないこと	- 国内農林水産品・食品等との競合のおそれがないか 【確認資料例】 - 事前申請書および理由書 - 事業計画書等

※2：国外での実施許諾の場合は、「海外ライセンスの指針」（令和5年12月農林水産省策定）に則る必要あることに留意する。

※3：許諾先(移転先)が、外国資本が大きな資本比率を占める国内企業である場合に、ただちに承認すべきでないという判断がされるものではない。契約上の規定を確認し、権利者の意図した範囲を超えて技術が利用されることのないよう、必要に応じて条項を規定する等について、検討いただくこととしている。（平成27年5月（最終改訂令和4年3月）経済産業省「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」参照）

(3) 実施権の付与・権利の移転において参考とするポイント

研究開発の成果が事業活動にて効率的・効果的に活用されるかとの観点にて、下記ポイントを参考とする。

参考ポイント	確認事項例
① 将来、倒産や買収等によって、当該知的財産権の活用が阻害される恐れがないこと	・契約にCOC条項(会社の経営権が他者に移った場合に契約の解除・見直しを規定)があるか ・移転の際には、農水省の委託契約における報告義務等の承継が規定されているか(委託契約書第31条第1項の履行) ・知的財産権の対象(研究成果)の実施に係る定期報告や、相当期間実施されていない場合の契約解除の規定等が含まれているか 【確認資料例】 ・事前申請書および理由書 ・定款 ・活動実績 ・直近2期財務諸表(可能な範囲) ・契約書案(可能な範囲)
② 多くの者への利用機会が適切に付与あるいは配慮されているか ※4 主に専用実施権の設定及び独占的实施権の許諾の際に、参考とする。	・他者からの引き合いはあるか ・十分な技術移転活動が行われたものか(発明や権利化からの経過期間、広報活動の実施有無等) ・実施許諾の地域・内容・期間の範囲が適切に設定されているか ・許諾先又は移転先の選定において、公平性の観点での配慮がされたものか(※4) ・移転先が受託者に対して、サブライセンス権付実施権の許諾をしているか ・許諾先が、契約で定めた実施が達成できない場合に、契約解除や非独占的实施権に変更する等の規定があるか 【確認資料例】 ・事前申請書および理由書 ・活動実績 ・契約書案(可能な範囲)

※4：多くの者への利用機会の適切な付与又は配慮の方法として、実施許諾の範囲の限定のほか、公募審査等による許諾先の選定や一般への公示等、手続き上の公平性を確保することも有効である。

3 承認する場合の参考例

「2 事前協議の承認にあたって参考とするポイント」に基づき、下記のケースは承認相当と考えられる。ただし、下記のケースであっても直ちに承認可否が決まるものではないことに留意する必要がある。

【独占的な実施許諾が有効と考えられるケース】

- 1) 特定の産地においてブランド形成に利用される品種を当該産地の生産者や団体に対して独占的な利用許諾をすることにより、当該品種のブランド形成の加速化と競争優位の確保を図る場合。
- 2) 特定用途向けの品種や機能性素材について、それらを用いた製品の品質・信用を維持できる者のみに実施許諾する場合。その際、限られた者に許諾するときも、実施許諾契約等において表示に関する規制・法令等への遵守を担保する必要があると考えられる。
- 3) 研究成果の商品化や事業化を担う民間企業において、投資額が巨額になる、開発期間が長い、成功確率が非常に低いといった大きな投資リスクを負うことが想定されるため、他者に対する競争優位を確保し投資リスクを低減する必要がある場合。
- 4) 権利化後、相当期間が経過した未利用の技術について独占的な実施の希望があった場合
(「農林水産研究における知的財産に関する方針」参照)

【外国への技術移転が適切と考えられるケース】

- 1) 外国産地と国内産地が協調して生産物の周年供給を実現する等の取組みにより、我が国の農林水産業・食品産業等にとって第三国への輸出拡大につながる場合。
 - 2) 輸送距離や検疫条件等の理由により輸出ができない国において当該国内限定を条件に利用を認める等の取組みにより、海外生産を管理し、第三国の輸出市場における我が国の農林水産品・食品等との競争を回避できる場合。
- ※ ただし、権利の内容（研究成果の内容）によっては、基礎・基盤的な技術であり、多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある場合は、非独占的な実施権の許諾とすることが適当な場合があることを考慮する必要がある。
(「農林水産研究における知的財産に関する方針」参照)

4 その他

確認資料が日本語以外の言語で作成されている場合、原則として、添付された翻訳文に基づき判断するものとする。